

極東アジアにおける知財ファンド

モンルワ 幸希*
テロワール パトリック**

抄 録 昨今、多くの産業界でオープンイノベーションの活動が盛んになり、世界的規模で新たな知財市場が形成されつつある。こうした新たな知財市場の形成を促進するため、アジア諸国では政府主導で、近年様々な知財ファンドが設立されてきた。本稿では、日本、韓国、台湾、及び中国において設立された知財ファンド設立の背景及びその実態等を紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 日本の状況
 2. 1 設立背景
 2. 2 LSIP
 2. 3 問題点及び将来的な見通し
3. 韓国の状況
 3. 1 設立背景
 3. 2 インテレクトチュアル・ディスカバリー
 3. 3 問題点及び将来的な見通し
4. 台湾の状況
 4. 1 設立背景
 4. 2 TMF及び知財銀行
5. 中国の状況
 5. 1 設立背景
 5. 2 知財銀行及び天津滨海国際知識産権交易所
6. おわりに

1. はじめに

昨今、世界の多くの産業界で、企業は自身の発明のみに基づいて製品を市場に導入することがほとんど出来ない状況にある。例えば、現在では、いかなる企業も、カメラ、スクリーン、CPU、携帯電話などの製品を製品化するために必要な全ての発明を、単独で開発することはできなくなっている。ある一つの特許権を保持す

るだけでは製品化に不十分なため、多くの企業で「オープンイノベーション」政策が採用されている。

しかし、革新的な製品開発に必要な全ての特許を集めるのは困難を極める。特に中小企業にとって、そのための市場取引は複雑で高価なものであり、さらに特許の有効性が保証されていない等の問題がある。このように、「オープンイノベーション」の要求に応え、より効率的な知的財産権の市場取引を可能にするため、新たな知財市場が急速に形成されつつある。

米国では、新たな知財市場を促進しているのは主として民間部門である¹⁾。一方、アジア諸国では、新たな市場の中で自国をより良く位置づけるために政府がイニシアチブを取るケースが目立つ。本稿では、日本、韓国、台湾、及び中国において近年設立された知財ファンドの設立背景及びその実態について比較検討する。

* CABINET PLASSERAUD (キャビネ・プラスロー
ー特許商標事務所) 法務部門, パリ政治学院 法
科大学院修士 (知財専攻) Miyuki MONROIG

** ケス・デ・デポ インテレクトチュアル・プロパティ
ー 副理事, パリ政治学院教授
Patrick TERROIR

2. 日本の状況

日本初の知財ファンドであるLSIP (Life-Science IP Platform Fund) は2010年8月に設立された。

2.1 設立背景

日本において知財ファンドが設立された第一の理由は、大学や公的研究機関において、特許に関する総合的なマーケティング政策が欠けていることである。企業としては製品に関する特許群につき一括のライセンスを求めているのに対し、現実には一つ一つの特許が異なる大学や公的研究機関に所有されており、これは企業側には不都合な状況である。更に、大学等の特許は、一般的に基礎研究から派生したものが多く、企業側のニーズに合わない場合も多い。

大学等によって取得される特許の数は2003年以来増加し続けているのに、特許ライセンスによる収入額については必ずしも増加傾向にないことも指摘されている。文部科学省によれば、日本の大学による自己特許ライセンスの総合収入額は、米国の大学のその百分の一程度に過ぎないと言う²⁾。多くの有識者が、こうした状況が日本の国際競争力を低下させるのではないかと懸念を示している。

2.2 LSIP

LSIPは、INCJ (産業革新機構)³⁾等の投資に基づき2010年8月6日に設立された。その公的なミッションは、INCJにより支援された知財ファンドの運営である。

LSIPの主たる目的は、異なる大学や公的研究機関の特許を集約し、これらの特許をグループ化した上で、企業にライセンスを行うことであり、言い換えれば、企業に新たな製品を開発するためのツールを与え、発明がより良く活用されることを促進するものである。LSIPは、

バイオマーカー、幹細胞、がん、アルツハイマー病の四つのライフサイエンス分野に焦点を当てている。これらの分野は、日本が既に比較的高度な技術を有しており、社会的及び産業的なニーズがある分野である。また、LSIPはIPSN(知的財産戦略ネットワーク株式会社)⁴⁾の完全子会社に管理されている。IPSNは知財戦略の専門家集団であり、これら全ての専門家は製薬業界出身である。

これまでのところ、五つの投資機関がLSIPに投資をしていることが公になっており、その合計投資額は7.2百万米ドルに上る。最大の投資機関はINCJであり、約6百万米ドルをLSIPに投資している。またINCJからは、進捗に応じて、投資後3年以内に更に4百万米ドルを投資することが予定されている。残りの四つの投資機関は、いずれも大手の日本の製薬会社であり、各自が0.3百万米ドルをLSIPに投資している。

LSIPは主に二つの事業に焦点を当てている。一つはバンドリングと呼ばれ、前述した四つの分野に関する大学や公的研究機関の特許について、その潜在的な価値を評価し、必要ならばLSIPが別途市場から調達して特許を補完した上で、これらの特許をグループ化する。LSIPはこのグループ化した特許群を企業にライセンスし、元の特許権者(大学や公的研究機関)と利益を分け合う。

第二の事業はインキュベーションと呼ばれ、LSIPは特許出願(特に外国出願)の費用や、既存の特許を補強するために必要な補完的研究の経費を支援し、その見返りとして、当該特許の独占的实施権を取得する。当該特許がライセンスされれば、LSIPはロイヤリティー等の収益の一部を受け取る。

もっとも、LSIPの第一義的な目的は金銭的なものではなく、むしろ日本社会全体の経済的利益に貢献し、研究開発を促進し、もって日本経済の競争力強化に資することである。実際、

LSIPは、特許群を企業にライセンスするか否かを決定する際に、当該企業のイノベーション能力だけでなく、それが日本経済に与える影響などを評価した上で判断している。

2. 3 問題点及び将来的な見通し⁵⁾

LSIPは、2011年末までに、約30の特許群をバンドリング事業として取得し、複数の発明についてインキュベーション事業として補強支援した。更に2012年1月半ばまでに、LSIPは三つの公的研究機関及び五つの大学に対しサービスを提供したとのことである。IPSNの代表取締役社長を務める秋元浩氏は、知的財産の価値評価と企業にとって魅力的な知的財産を増やすという二つの問題について言及している。

知的財産の価値評価について、秋元氏は、LSIPが特許群を企業にライセンスして得られた収益の一定割合を、当該特許群を構成する特許の元の権利者に対しLSIPが支払う旨を予め契約しておくことで、知的財産の価格について当事者の合意を促すことができるのではないかとしている。

第二の問題の背後にある根本的な問題は、多くの日本の大学や公的研究機関が、発明を日本のみに特許出願し、外国に特許出願してこなかったことにある。医薬品はグローバルな製品であり、世界の製薬市場の半分を占める米国に出願していない特許には企業が興味を示すことはほとんどない。秋元氏は、この問題を解決するために、大学や公的研究機関の研究者等にマーケティングや知財戦略の重要性を忍耐強く説いていくことが不可欠と考えている。

IPSNは2012年2月2日、内閣府が作成した「知財人財育成プラン(案)」に対して、より実効性のある取組みを期待して意見書を内閣府に提出した。当該意見書には、特に大学や中小企業が自力で人財育成するのが難しいことにふれ、国のサポートが必要なこと等が述べられて

いる。

日本政府は知財戦略を第一のプライオリティーとして位置づけ、LSIPはその主要なツールの一つとみられている。LSIPの活動は2013年に評価され、より効果的な運営方法について検討される予定である。またINCJは、既に知財ファンドをライフサイエンス以外の分野で確立したい旨を表明している。

3. 韓国の状況

韓国では、IPキューブ・パートナーズ(2010年2月設立)とインテレクトチュアル・ディスカバリー(2010年7月設立)の二つの知財ファンドが設立されている。

3. 1 設立背景

(1) 狙われる韓国特許・パテントトロールへの不安

韓国のIT企業の発展は著しく、2010年、北米の携帯電話市場においてサムソンは1位、LGは2位をそれぞれ記録し、モトローラを3位に押しやった。しかし、2007年以降、韓国企業は、米国企業からアジア企業へとその標的を拡大したパテントトロールの脅威に直面している。企業が特許不実施主体に関する情報を共有することを目的とするオンライン・コミュニティーであるパテントフリーダム社によると、2011年にパテントトロールによって引き起こされた訴訟数について、サムソンは世界で6番目に多い企業であった。例えば2010年、サムソンは、パテントトロールではないかと考えられているラムバス社に特許侵害で訴えられ、約700百万米ドルを同社に支払っている⁶⁾。

更に、パテントトロールは韓国の大学の特許権取得の機会をうかがっているとされている⁶⁾。韓国政府はこうした状況に懸念を示し、知識財産研究院において「特許権濫用防止指針」を作成した。政府はまた、韓国企業が民間の特許訴

訟保険に加入するのを金銭的に支援する制度も策定している。

(2) 低い特許ライセンス率

韓国におけるその他の主要な問題点としては、特許がライセンスされる率が低いことが挙げられる。日本の知財環境における主要な問題点は特許ライセンス収入額が低いことであったが、韓国では特許ライセンス率そのものが非常に低いようである。YOUME特許法人の李元日弁理士によれば、特許ライセンス率は、米国では45%、ドイツでは53%、日本では54%にも上るのに対し、韓国では36%に過ぎない⁷⁾。ライセンスされていない韓国特許は、しばしば安価で外国企業に売却され、逆に韓国企業を訴えるのに使用されるケースもある。

(3) 韓国の経済構造

日本の高度経済成長期には、大企業もその下請会社も「運命共同体」として同時に経済発展を遂げたのに対して、韓国では経済発展がより急速であったため、大企業はその下請企業や子会社の発展を待たずに発展していった。さらに韓国では、大企業が下請契約において、下請企業が従事した研究開発の全ての成果物を大企業の所有とする旨の条項を挿入できるため⁸⁾、下請企業は自らの発明の所有権を保持できないことも、中小企業の発展が妨げられた理由として挙げられる。

また、2000年以降、多くの韓国企業が生産拠点をより労働力の安い中国に移し始めた。このため、韓国の経済成長は加速する一方で、「サンドイッチ・コリア」と表現されるような、中国と日本に挟まれた韓国の経済的ジレンマ—中国の安い労働力にも、日本の高度な技術にも敵わない—を産むことになった。

結果として、サムソンやLGの電子機器に関する技術は主に日本や米国の中小企業が所有す

ることになり、韓国は技術輸入過多の状況に苦しむことになる。JETROによれば、技術貿易赤字の額は年々増加傾向にあり、2010年には約6百万米ドルに上ったという。

3. 2 インテレクチュアル・ディスカバリー

2009年7月、韓国政府は「知識財産強国実現のための政策」を策定し、その後、二つの知財ファンドが設立された。一つは2010年2月に特許庁の主導で設立されたIPキューブ・パートナーズであり、もう一つは2010年7月に経済省の主導で設立されたインテレクチュアル・ディスカバリー (ID) である。韓国政府は「特許戦争」にかけるために公私双方の資本を活用する意思を明確にしておき、その意味ではこれらファンドは防御的な位置付けにある。

IDはIPキューブ・パートナーズより20倍ほど予算規模が大きく、ミッションも独自であることから、ここでは主にIDについて検討することとする。なお、現在までに、IDとIPキューブ・パートナーズの間に直接的な連動性は報告されていない。

韓国特許庁長官によれば、IDは、韓国企業を「ロイヤリティーを主張するためだけに特許を買い占める特許不実施主体の脅威」から保護する目的で設立されたファンドであるが、IDの目標は、韓国企業の知財の価値を高め、韓国企業を保護するためのシステムとツールを作るという野心的なものである。

取扱分野については、韓国が世界的に主導するIT分野に重点を置いているが、あらゆる産業分野の中小企業を支援するため、IT分野以外に将来的に介入していく可能性を排除しているわけではない。

当初、IDは500百万米ドル (2/5は国が、3/5は民間が投資) を集める予定であり、まず2010年末までに100百万米ドルを集めることを予定していた。しかし、2010年及び少なくとも2011

年初頭までに民間投資は実現しなかった⁹⁾。

IDは主に三つの事業を手掛けている。まず「知財ライセンス・プログラム」は、特にパテントトロールによって引き起こされた国際訴訟から韓国企業を保護するためのものである。IDがいち早くパテントトロールの標的になりそうな特許権を買収し、「特許の傘」を作ることで、韓国企業を外国企業から守る。二番目は「知財開発プログラム」で、近い将来産業の鍵となりそうな特許を開発し、成熟させることを目的にしている。このプログラムによって、IDは、技術移転や補完的な特許ライセンスを提供することにより、自身の特許を活用できない中小企業を支援する。第三は「知財ベンチャリング・プログラム」で、これはスタートアップした企業が、自身の発展のために必要な技術にアクセスするのを支援するのを目的としている。

3. 3 問題点及び将来的な見通し

2011年6月までに、IDへの投資を表明した企業は一つもなかった。大企業が政府主導の本計画に懐疑的で、IDのような機関が高い価値のある特許を特定できることや必要な能力のある専門家を雇用できることを疑ったためと言われていた。実際、約20名のIDの従業員の内、専門家としての経験や資格を有しているのは2、3名に過ぎないとの情報もある¹⁰⁾。このような韓国の状況は、大学、公的研究機関及び民間企業の強い希望によりIPSNが設立された日本の状況とは異なる。さらに、IDが新たなパテントトロールとなることを懸念する声もあった。

しかし、朝鮮日報は2011年8月31日付で、サムソンがIDに88百万米ドルを投資し、28.1%の株式を取得して筆頭株主となったことを報じた。同時期に、他のIT関連の大企業であるLG(20%)、ポスコ(14.7%)、ハイニックス(11.4%)及びKT(4.3%)もそれぞれ投資を行った。こうした最近の変化は、特許に関する経済的状況

の変化が、このような企業に知財ファンドが自社にとって有益であると考えさせる誘因となったことを示している。このことにより、IDは約30に及ぶ特許群を形成し、また100以上の特許の独占的实施権を韓国の主要な公的研究機関であるETRI(電子通信研究院)から獲得することに成功した。ETRIからIDに独占的实施権が付与された特許は全てETRIが出願し、韓国では既に登録済みであり、その他数カ国の外国で出願中とのことである¹¹⁾。

しかし、このように知財ファンドが大企業によってコントロールされる場合に、中小企業支援というミッションをどのようにして継続するかについては疑問が残るところである。

4. 台湾の状況

台湾では、台湾メドテックファンド(TMFF, 2011年8月設立)と知財銀行(2011年9月設立)の二つの知財ファンドが政府主導で設立されている。

4. 1 設立背景

(1) IT産業の相対的な衰退とバイオ医療産業の発展

台湾政府は長年、IT分野を重要視してきたが、韓国企業と比較すると国際競争力の優位性に陰りが出てきている。一方で、バイオ医療の分野で力強い競争力を発揮しつつあり、新興国の中ではこの分野で随一の競争力を有する。

2000年以降、台湾のバイオ医療市場は毎年平均10%以上の成長を遂げている。政府が2008年に策定した2008年から2012年までの国家計画は、バイオ医療産業への投資を重要視したものであった。こうした台湾の政策は、中国市場の存在を反映している。台湾と中国は2010年6月に自由貿易協定である「兩岸経済協力枠組協議」を締結した。本協定により、台湾のバイオ医療製品の輸出は2010年から2011年にかけて40%増

加した。また両政府は2011年、薬品の研究開発に関する協力協定にも合意を果たしている。

(2) 外国企業により引き起こされる紛争の増加

近年、特許権侵害について外国企業により台湾企業が訴えられるケースが増えている。台湾国立交通大学の技術法大学院の研究によれば、2002年から2010年の米国におけるLCDスクリーンに関する136件の訴訟のうち、81%が台湾企業に関わるものだという。例えば、2011年にアップル社はHTCに対しスマートフォンに関する特許侵害訴訟を起こし、12月9日に米国国際貿易委員会はアップル社勝訴の判決を下した¹²⁾。

こうした外国企業の攻撃によって、台湾最大の半官半民の研究機関である工業技術研究院(ITRI)は、国際訴訟から台湾企業を守るための知財マネジメントの必要性を痛感し、知財銀行のアイデアを提出したという¹³⁾。

4. 2 TMF及び知財銀行

(1) TMF

台湾政府は、台湾のバイオ医療産業を強化し、本分野で国際的に通用するリーダー的企業を育てるために、2011年8月16日にTMFを設立した。TMFは特に、心臓病、肥満症、不眠症、末梢神経、運動神経、遠隔医療、ケアマネジメントの各分野に力を入れている。韓国が最も強い競争力を持つ分野に集中したのに対し、台湾は、日本と同様、今後発展を促したい分野に焦点を当てていると言える。

TMFは、米国法人ベンチャー・キャピタルのパートナーで医療分野の専門家としても知られるYou De Chang氏をトップに迎え、更にエーサーの創始者であるStan Shih氏が率いる民間ファンドが、TMFが投資すべき技術及び企業を見極めるための戦略的パートナーとなった。

TMFは、2011年末までに総額172百万米ドル(政府から20%、半官半民の企業及び銀行から

20%、民間企業から60%)を集めることを予定していた。TMFは、バイオ医療分野の企業、特にスピンオフ企業やスタートアップ企業に投資する予定である。

(2) 知財銀行

台湾の経済省は、新たな知財市場において台湾企業を支援し、知財の活用を促進し、もって知財の移転取引を容易にするため、2011年11月「国家知財戦略プログラム」を策定した。このプログラムの策定に先立ち、2011年9月に経済省は知財銀行を設立した。

台湾の知財銀行の目的は、民間企業が自身の国際競争力を強化するため、又は新たな事業を行うために、必要な特許を取得するのを支援すること、及び知財の国際紛争から民間企業を守ることである。こうした目的は、日本のLSIPや韓国のIDと類似している。分野については、まずはスマートフォンと発光ダイオードが対象となる。現状ではIT分野に特化した格好だが、ITRIは、政府が重要視するバイオテクノロジーや環境産業のような分野にも介入していくことを検討している。

知財銀行は、知財マネジメント会社と知財ファンド会社から成り、二段階に分けて始動される。第一段階として、ITRIが、8.28百万米ドルを投資して、知財マネジメント会社である「産業技術投資会社」を完全子会社として設立する。ITRIは当該知財マネジメント会社に対する唯一の投資者であり、その運営を率いる。第一段階の約半年後に予定されている第二段階では、ITRIの主導の下、民間及び政府の投資に基づき、知財ファンド会社が設立される。

合計およそ29.8から49.66百万米ドルの投資が見込まれており、これらは三つのファンド(反訴型ファンド、布石型ファンド、及びバーチャル型ファンド)に配分される。連邦国際専利商標事務所の報道によると、反訴型ファンドは主

に国際的な特許訴訟において侵害を訴えられた台湾企業の保護のために、布石型ファンドは国際的規模の外国企業が決定的な特許技術を持たないようにするための潜在的な分野のための長期的政策のために、バーチャル型ファンドは大学と企業の研究開発部門のために、それぞれ使用されるという。

政府は、当該ファンドが民間主導で運営されるのを期待している。ITRI副所長のJohnson Sher氏によると、知財銀行は他のアジア諸国の知財ファンドにインスピレーションを得たものではあるが、より効率的な運営をするために政府からはより独立していくと述べている。台湾次期副総統の呉敦義氏も、政府は知財銀行の運営に介入しない旨を強調した¹⁴⁾。こうした台湾の政策は、政府主導の機関であるために効率性への疑いをもたれ当初民間の投資家を引き付けることができなかつた韓国のIDの例を考慮したのかもしれない。

知財銀行は、特に民間のIT企業からの投資を求めている。ユーザー、ASUS、HTCといった企業は、その国際的地位から国際的な知財訴訟の標的となると考えられており、潜在的なパートナーとして想定されている。

知財銀行は、企業や研究機関の特許をグループ化して運営し、企業の知財戦略について助言を行うという。

5. 中国の状況

中国では、知財銀行（2010年9月設立）と天津浜海国際知識産権交易所（2010年6月設立）の二つの知財ファンドが設立されている。

5.1 設立背景

中国政府は、中国経済の潜在的なイノベーション力を強化し、国家の重要な収入源を構築するために、「科学技術国家開発中長期計画2006-2020」の中で、科学、金融及び技術研究成果の

統合を加速化することを決定した。中国国務院は国家知的財産政策において、特に「権利移転、ライセンス、担保その他の手段で知的財産権の市場価値を高めたい」という企業のニーズ、及び「知財のために様々な試験的又は例証的なプロジェクトを開始し、知財活用の全体的なキャパシティーと知財の競争力を向上させる」必要性を強調しながら、本中長期計画を具体化した。

国内外からの知財金融市場構築のニーズが、中国に知財ファンドの設立に向かわせたと言える。

5.2 知財銀行及び天津浜海国際知識産権交易所

(1) 知財銀行

インフィニティーグループは2010年9月14日に知財銀行の設立を宣言した。インフィニティーは、700百万米ドルを取り扱う金融投資グループで、イスラエル最大のコングロマリットIDB及び中国開発銀行により設置された。金融的側面はといえば、上記二つの設立者の他に、現在、三つの中国及びイスラエル籍の企業が当該グループに投資している。グループのミッションは、中国市場への参入を狙う非中国企業に投資を行うことである。

中国における知財銀行は、医療器具、農業、水、グリーン・エネルギー、マテリアル、産業ソリューション、映像、コンピューター技術、半導体、その他様々な分野において、知的財産権の商業化を狙っている。

中国における知財銀行は、本稿で見てきた他の知財ファンドと異なり、国際市場を指向しており、インフィニティーグループは、中国の他、米国及びイスラエルにオフィスを持っている。

インフィニティーグループのウェブサイト¹⁵⁾によれば、知財銀行には現在、中国又はイスラエル出身の職員が7名在籍しており、各職員はそれぞれ過去数年以上の様々な専門分野における経験を有している。

投資元が民間的性格を強く持つようにみえるものの、設置者の一つである中国開発銀行が中国国务院の直接的な管理下に置かれているため、知財銀行はある程度の公的性格を保っているものと考えられる。事実、インフィニティーグループのウェブサイトは、同グループが「中国及びイスラエル両政府の支援を受けている」旨に言及している。

(2) 天津浜海国際知識産権交易所

天津浜海国際知識産権交易所（浜海知財交易所）は、2011年6月11日に設立された。2010年末、天津市の科学技術省が設立した北方技術取引市場は、他の三機関（天津知財サービスセンター、北京新正泰投資会社及びシンガポール中鼎盛世国際投資会社）と共に天津浜海国際知識産権交易所有限公司を設立し、2011年の浜海知財交易所設立に大きな役割を果たした。

浜海知財交易所は、中国当局から金融イノベーションとも目されるような、革新的な試みと考えられている。浜海知財交易所の主要な目的は、知財取引の新たな手法を構築すること、応用研究成果物の実施を促進すること、及び中小企業により安価な技術取引の手段を与えることである。

国家知財庁計画開発部長官のGong Yalin氏によると、浜海知財交易所設立には、イノベーション推進の役割を公的部門から民間部門へ移し、それによって中国の技術的及び文化的イノベーションに関するポテンシャルを高める狙いもあるという。

シティーバンク・チャイナ及びその他五つの中国籍の銀行、弁護士事務所、プロパティ・アセスメント会社等を含む10以上の企業が浜海知財交易所との間の戦略的協力契約に署名し投資元となった。民間企業による投資総額は1.2百万米ドル近くに上るといふ。

浜海知財交易所総裁の林宜善氏によると、本

機関は技術資本を金融資本に結びつけるため、知的財産権の直接的な売買、民間企業の株式と別企業の知的財産権のトレード、知財に基づく株式と金融商品デリバティブのトレードの三つの方法で運営されるという。林氏は、浜海知財交易所が、発明とそれを実施する民間企業をつなぐプラットフォームのように、一般的な市場におけるファンドトレーディングと同様の手法で運営されるとしている¹⁶⁾。

これに加え、浜海知財交易所は、特許技術に対する補完的な研究に投資し、またその商業化を容易にすることにより、既存の知財の質を強化するという目的も担っている。最後に林氏は、ナスダックその他の国際的な株式市場とパートナーシップを模索中である旨述べている¹⁷⁾。

6. おわりに

本稿では、日本、韓国、台湾、中国において設立された知財ファンドの設立背景とその実態の検討を行った。

知財ファンドの設立理由について、日本や中国では知財の重要性への意識の高まりが知財ファンドの設立背景にあるのに対して、韓国と台湾では、その固有の経済事情に起因して、「特許戦争」時代を生き抜くことを目的として知財ファンドが設立されている。

一方、いずれの知財ファンドも政府主導で設立されたものであるが、政府自身は民間部門の投資参加を求めている点でも共通している。

さらに、知財ファンドの性質としては、日本や中国の知財ファンドのように技術移転を促す「促進的」なタイプと、韓国や台湾の知財ファンドのように外国企業から自国企業を守るために設立された「防御的」なタイプの二つのタイプがある。

知財ファンドの取り扱い分野については、日本、韓国、台湾の知財ファンドでは特定の分野を取り扱うのに対して、中国の知財ファンドで

は特定せずに幅広い分野を取り扱っている。しかし、いずれにおいても、発明の質を見極める洞察力を有する専門家をどのように集めるかは、全ての知財ファンドに共通して存在する課題である。

なお、原稿はIntellectual Asset Management (IAM) 誌に2012年7月に掲載された論文“Inside Asia’s patent funds”を翻訳・改訂したものである。

注 記

- 1) 柳澤智也, イノベーションのオープン化と新興する知財マーケット (2010年, 特技懇):
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/258/258kiko4.pdf>
- 2) 文部科学省公式資料 (2009年, 2010年):
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sanguku/_icsFiles/afiedfile/2009/07/30/1282374_1_2.pdf;
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/09/22/1297942_16.pdf
- 3) 産業活力再生特別措置法に基づき15年の期限で公的部門及び民間部門の両者から投資を受けて設立されたファンド
- 4) IPSNの前身は、2008年11月に日本製薬工業協会によって一年の期限で設立された、知財支援プロジェクトである。当該プロジェクトは約60の製薬会社からなり、幹細胞に関する日本の革新的な研究を支援することを目的としていた。その一年間で、当該プロジェクトのメンバーは幹細胞の研究を行う34の大学と公的研究機関を訪問し、知財戦略について助言を行った。多くの大学や公的研究機関は同種のプロジェクトがより多くの分野において継続的に行われていくことを期待し、これを受けてIPSNが2009年7月1日に設立された。
- 5) 翁 雅男・秋元 浩, 我が国初の知財ファンドLSIPについて (2011年, 特技懇):
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/261/261tokusyu2-9.pdf>
- 6) JETRO韓国知的財産政策レポート (67ページ目):

- <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea4.pdf>
- 7) JETROソウル:
http://www.jetro-ipr.or.kr/info_view.asp?br_idx=133&page=1&br_main=6&br_sub=3&search=&searchstring=
 - 8) JETRO韓国知的財産政策レポート (72ページ目):
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea4.pdf>
 - 9) JETRO知的財産チーム:
http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch_view.asp?news_idx=2976&syear=1999&smmonth=1&sdays=1&eyear=2012&emonth=6&eday=9&keyword=%E5%89%B5%E6%84%8F%E8%B3%87%E6%9C%AC&page=1
 - 10) JETRO知的財産チーム:
http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch_view.asp?news_idx=2976&syear=2010&smmonth=1&sdays=1&eyear=2011&emonth=12&eday=9&keyword=%E5%89%B5%E6%84%8F%E8%B3%87%E6%9C%AC&page=1
 - 11) JETRO知的財産チーム:
http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch_view.asp?news_idx=3399&syear=2010&smmonth=1&sdays=1&eyear=2011&emonth=12&eday=9&keyword=%E5%89%B5%E6%84%8F%E8%B3%87%E6%9C%AC&page=1
 - 12) Wall Street Journal:
<http://online.wsj.com/article/SB10001424052970204319004577090581777365406.html>;
Bloomberg:
<http://www.bloomberg.com/news/2011-12-12/apple-s-smartphone-patent-fight-with-htc-awaits-trade-rulings.html>
 - 13) NNA. Asia:
http://news.nna.jp/free/tokuhou/060503_asa/11/0808a.html
 - 14) Taipei Times:
<http://www.taipeitimes.com/News/biz/archives/2011/09/02/2003512222>
 - 15) <http://www.infinity-equity.com/>
 - 16) Xinhua net news:
http://news.xinhuanet.com/english2010/china/2011-06/11/c_13924246.htm

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

17) China Daily :

[http://www.chinadaily.com.cn/m/tianjin/
e/2011-06/29/content_12812259.htm](http://www.chinadaily.com.cn/m/tianjin/e/2011-06/29/content_12812259.htm)

(前掲URLの参照日：2012年7月27日)

(原稿受領日 2012年6月9日)

